

大阪府国民健康保険運営方針の策定に係る意見（案）

次期大阪府国民健康保険運営方針について、市町村に過度な負担とならないよう、適宜、制度内容を見直すとともに、被保険者の負担軽減を図るため、様々な財源・施策をもって府内統一保険料の引き下げを行うよう求める。

	ページ番号	項目名	意見
1	6～9	医療費の動向	府内統一保険料を少しでも抑制する観点から、府内市町村における医療費等の見込みについては、過不足が発生しないように精緻に推計を行っていただきたい。
2	16	標準的な保険料算定方式	応益割における被保険者均等割と世帯別平等割の割合について、平成 29 年度に多子世帯の負担軽減という観点から、法施行令の 70 : 30 ではなく、60 : 40 を統一基準としたが、令和 4 年度から開始された未就学児均等割減額措置により、子育て世帯の負担軽減が一定図られたことを踏まえ、賦課割合の見直しをしていただきたい。
3	18～19	府及び市町村の国民健康保険特別会計における財政調整事業	財政調整事業に係る抑制額等については、当該事業の効果額を算出した上で、納付金額を決定していただきたい。
4	20	保険料の減免	これまで各市町村が独自で行ってきた経過を踏まえ、被保険者の負担軽減となるよう、柔軟な対応を可能とするとともに、府内統一基準についても拡充を検討していただきたい。
5	27	その他	給付に係る項目について、傷病手当金など府内統一基準以外の給付を行う場合は、受益と負担の公平性の観点から、調整会議において、方向性を検討し、府内統一の取り扱いとなるよう、明記していただきたい。